

令和 5 年 第 8 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 8 月 22 日 開催

雫石町農業委員会

令和5年第8回雫石町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和5年8月22日(火) 午後16時00分
- 2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

- 1 番 岡森 喜与一
- 2 番 山本 長栄
- 3 番 松ノ木 睦男
- 4 番 新田 善男
- 7 番 堂屋 剛
- 8 番 木村 正美
- 9 番 山崎 忍
- 11 番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-----|----|----|
| 雫石 | 藤村 | 博志 |
| 御所 | 吉田 | 光彦 |
| 御所 | 米澤 | 晃 |
| 御所 | 川口 | 英敏 |
| 御所 | 細川 | 健一 |
| 西山 | 高橋 | 浩之 |
| 西山 | 柿木 | 一明 |
| 西山 | 松本 | 光正 |
| 御明神 | 南野 | 久晃 |
| 御明神 | 木村 | 久雄 |
| 御明神 | 砂壁 | 純也 |

4 欠席した委員

農業委員 5番 舩澤 誠一 6番 細川 仁 10番 八丁野 よし子
推進委員 雫石 徳田 雅博 西山 山田 裕明 御明神 夷森 和人

5 議事

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第2号 農地の現状変更に関する届出について
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 太田弘幸、係長 高橋 恵、事務補助員 佐々木 真智子

開会時間 午後16時00分

議長 ただいまから令和5年第8回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員7名、推進委員13名、計20名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田 局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したい事などはございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には9番、山崎 忍委員、11番、坂下 千枝子委員、書記には事務局の高橋係長、佐々木事務補助員を指名いたします。
次に報告第1号～第2号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋 係長 《番号1～2 報告》
報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり9件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
報告第2号、「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり1件提出がありました。
1番、届出人、〇〇。田3筆、面積計2,813㎡。
変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率をよくするためです。
場所は、参考資料の1ページにあります『現状変更：〇〇』と、なっているところで、位置は参考資料の2～3ページにありますように、〇〇から北西へ約500メートルに位置する場所です。
現地を確認したところ、4～5ページにありますように、申請地は、田んぼが畦畔で区切られていると言うよりも、でこぼこした農地を確認しております。
1枚の大きな圃場に整備する計画であり、完了後は、水田として利用する計画ですので、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。
以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

- 委員 (なし)
- 議長 なければ報告第1号から第2号を終わります。
次に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 高橋 係長 《議案第1号》
番号1、〇〇、田、7筆、面積計14,920㎡ 3条賃貸借
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、申請事由は、譲渡人が離農することから賃貸借するものです。賃料として物納。玄米総量180kgです。
場所は、滝沢公民館から西及び南東へ約200m向かった場所になります。
詳細な位置などは参考資料の6～7ページをご覧ください。
総会資料に添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
質疑の前に現地確認報告を行います。2番 山本委員、お願いします。
- 2番 山本委員 2番山本です。8月17日、私、藤村推進委員の3班2名と事務局で現地を確認して来ました。
番号1について報告いたします。
現地を確認したところ、参考資料の8～10ページのとおり、適切に保全管理されており、賃貸借後も水稻を作付けする計画であることから、問題ないと思われれます。
以上で報告を終わります。
- 議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。
- 委員 (なし)
- 議長 無ければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。
- 委員 『全員挙手』
- 議長 全員挙手ですので議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題とい

たします。

事務局の説明を求めます。

高橋 係長

《議案第2号》

売買による所有権移転について説明いたします。

番号1、〇〇、田、11筆、面積計19,861㎡

譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、価格は総額1,321,858円

固定資産評価額と同額です。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員

『全員挙手』

議 長

全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定されました。

以上で議事は全て終了いたしましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後16時25分

以上が令和5年8月22日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 5 年 8 月 22 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 9 番

11 番
